

ゆうあい

VOL.58

特別養護老人ホーム ゆうあいホーム / 大竹市養護老人ホーム ゆうあいの里 / ゆうあいホーム短期入所生活介護事業所 / デイサービスセンターゆうあいホーム / 訪問介護事業所ゆうあい / 居宅介護支援事業所ゆうあい / 訪問入浴介護事業所ゆうあい / 訪問看護事業所ゆうあい / 介護タクシーゆうあい / 小島新開の家デイサービスセンター / 小島新開の家デイサービス事業所 / 認知症対応型共同生活介護グループホームふきのとう / 小規模多機能型居宅介護ふきのとう

発行 社会福祉法人 広島友愛福祉会 大竹市玖波4 - 8 - 8 TEL 0827-57-7500 発行責任者 立山 道男



憲法の話



日本国憲法第25条は、生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務、につき以下のように規定しています。

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

この条文は私たち、社会福祉事業にたずさわる者に大きな指針をしめしています。特に100年に1度と言われる世界大不況のなかで、憲法25条、それを実現させるための生活保護法等はセーフティーネットの役割を果たします。

国民皆年金・国民皆医療保険関連の法律も、日本が世界に誇るもので、その原点は憲法25条にあります。年金がなければ、老後に文化的な生活を営むことはできず、医療保険がなければ健康な生活を維持することは困難です。この枠組みはなんとしても守る必要があります。

心配は、少子高齢社会で、年金の給付と負担のバランスがとれるか、医療は特に75歳以上の方が加入する後期高齢者（長寿）医療制度が円滑に運営されるのか、等いろいろと懸念があります。

ただあの悲惨な戦争の反省から生まれた憲法は、戦争の放棄を規定した第9条、基本的人権を定めた第11条、勤労の権利及び義務を定めた第27条等々、戦後60年以上、日本の平和な枠組みを作ってきました。

社会福祉事業者には、日本国憲法のもと定められた、社会福祉法・老人福祉法・介護保険法等の法律の精神を理解しそれを守ることが求められます。困難な時代を、自らの責任と努力で生活を築く「自助」・国民が相互に連帯し支えあう年金保険・医療保険・介護保険等という「共助」・生活保護等生活保障をおこなう「公助」、のこころ構えで乗り切っていきましょう。地域の皆様の引き続きのご支援をお願いいたします。

（ゆうあいホーム在宅ケア支援室 田原 幸宣）

